

平成25年5月13日

「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに
係る食品健康影響評価②」
（国内措置の検査対象月齢の引き上げ）
に関するQ&A

問一覧

問1 今回の評価書に至った経緯と概要は？

問2 なぜこのタイミングで、日本だけ先行して結論を出したのですか？

問3 検出可能なBSE感染牛のほとんどを検出するために必要な期間の「ほとんど」を95%以上としたのはなぜでしょうか？

問4 なぜ48か月齢超を検査対象月齢としたのですか？

問5 BSE検査陽性牛のほとんど（約98%）が48か月齢以上で検出されるとしていますが、残りの2%について考慮されていないのではないのでしょうか？

問6 非定型BSEについて考慮されていないのではないのでしょうか？

問1 今回の評価書に至った経緯と概要は？

答)

1 今回の評価書は、以下に掲げる平成23年12月の厚生労働省からの諮問内容のうち、具体的な諮問内容(3)の国内措置の「検査対象月齢」をさらに引き上げた場合のリスクについて、検討を行ったものです。

なお、諮問内容のうち(1)及び(2)については、平成24年10月、評価結果を厚生労働省に通知済みです。(平成24年10月に通知した食品健康影響評価結果に関する概要、Q&A情報は【<http://www.fsc.go.jp/sonota/bse1601.html>】をご覧ください。)

(略)

具体的に意見を求める内容は、以下のとおりである。

(1) 国内措置

ア 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

イ SRM^{*}の範囲

(略)

(2) 国境措置 (米国、カナダ、フランス及びオランダ)

ア 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

イ SRM^{*}の範囲

(略)

※ フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(3) 上記(1)及び(2)を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値(上記(1)ア及び(2)ア)を引き上げた場合のリスクを評価。

※ SRM(特定危険部位)・・・BSEの病原体と考えられている異常プリオンたん白質が蓄積することから、流通経路から排除すべきとされる牛体内の部位のこと。

2 平成24年10月の第75回プリオン専門調査会において検討を開始し、平成25年4月3日の第79回同専門調査会まで、最新の科学的知見に基づき審議を重ね、評価書(案)が同年4月8日の第470回食品安全委員会へ報告されました。

3 その後、上記の評価書(案)について、平成25年4月9日から同年5月8日までの間、国民の皆様から御意見・情報の募集を行いました。ここで寄せられた御意見・情報を踏まえ、同年5月13日の第473回食品安全委員会へ報告、決定され、同日諮問元である厚生労働省へ評価結果が通知されました。

4 その評価結果の概要は、以下のとおりです。

牛群のBSE感染状況、BSEプリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、日本においては、牛由来の牛肉及び内臓（特定危険部位以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は極めて低いと考えられる。

総合的なBSE対策の実施により、出生年月でみた場合、日本においては2002年1月に生まれた1頭の牛を最後に、それ以降11年にわたりBSEの発生は確認されていない。BSE感染牛は満11歳になるまでにほとんどが検出されると推定されることから、出生年月でみた最終発生から11年以上発生が確認されなければ、飼料規制等BSE対策が継続されている中では、今後、BSEが発生する可能性はほとんどないものと考えられる。

しかしながら、出生後の経過年数が11年未満の出生コホート（出生年月が同じ牛群）において仮に感染があった場合には、発生の確認に十分な期間が経過していないものと考えられる。このため、当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判断した。

具体的な検査対象月齢については、①評価対象国におけるBSE発生確認最低月齢、②EUにおけるBSE発生の実績月齢、③BSE感染牛脳組織の経口投与実験での異常プリオンたん白質検出月齢、④BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという知見から、と畜場における検査対象月齢を48か月齢（4歳）超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断した。

- 5 なお、米国・カナダ・フランス・オランダ産牛肉の輸入月齢制限を30か月齢から更に引き上げることにについては、引き続き、プリオン専門調査会において、調査審議を進めていくこととしています。

問2 なぜこのタイミングで、日本だけ先行して結論を出したのですか？

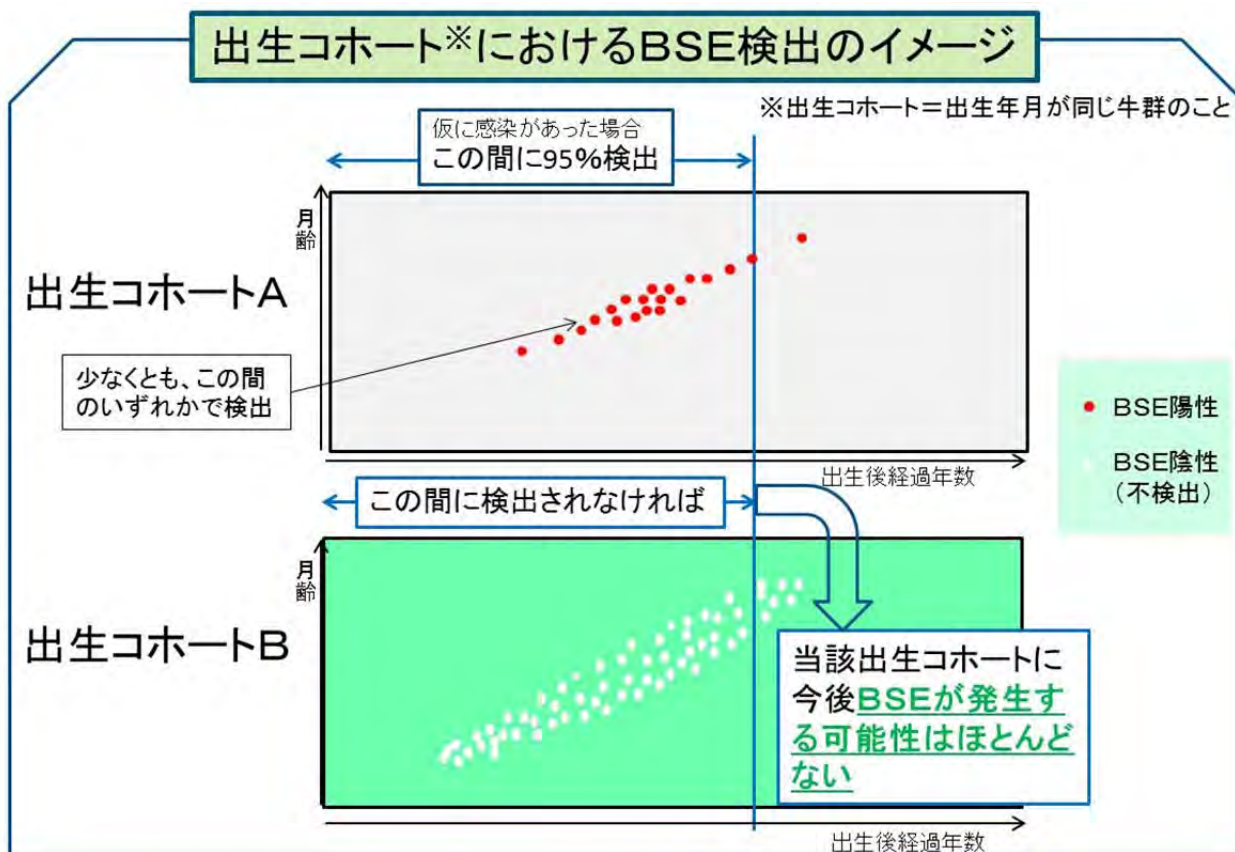
答)

- 1 今回の評価においては、日本をモデルケースとして評価手法の検討を行ってきたこと等を踏まえ、第78回プリオン専門調査会においてとりまとめられた「評価手法」に従い、必要なデータが揃った国内措置の検査対象月齢について、先行して議論を行いました。
- 2 評価対象国（5か国）すべての必要なデータが揃い、議論を終えるには非常に時間がかかることが予想されるため、必要なデータが揃い、議論が終了した国から、プリオン専門調査会としてのとりまとめを行うこととしました。

問3 検出可能なBSE感染牛のほとんどを検出するために必要な期間の「ほとんど」を95%以上としたのはなぜでしょうか？

答)

評価書案中の「Ⅱ.5(1)飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間（経過年数）」において、「検出可能なBSE感染牛のほとんどを検出するために必要な期間」の「ほとんど」を95%以上としています。BSE感染牛は、満11歳までに96.9%が検出されるため、仮に、あるコホートにおいてBSEプリオンの感染があれば、11年間のうちにほとんどの牛（95%以上）のBSE発生状況が確認できることとなります。あるコホートについて、11年間にBSEプリオンの感染が検出されなければ、そのコホートから、その後BSEが発生する可能性はほとんどないと判断しました。



問4 なぜ48か月齢超を検査対象月齢としたのですか？

答)

- 1 BSE発生の実績を踏まえれば、出生年月でみた最終発生から11年以上発生が確認されなければ、最終発生後の出生コホート（出生年月が同じ牛群）について、BSEが発生する可能性はほとんどないものと考えられます。

- 2 日本においては、2002年1月に生まれた1頭の牛を最後に、それ以降、BSEの発生は確認されておらず、2013年1月で11年が経過しました。
したがって、日本において今後BSEが発生する可能性はほとんどないものと考えられます。しかしながら、出生後の経過年数が11年未満の出生コホートについては、発生の確認に十分な期間が経過していないものと考えられます。
このため、当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判断されました。

- 3 国内措置の具体的な検査対象月齢については、
 - ① 評価対象国における発生確認最低月齢が、一部の例外を除き48か月齢以上であること
 - ② EUにおけるBSE発生の実績から、検査陽性牛のほとんど（約98%）が48か月齢以上と推定されること
 - ③ BSE感染牛脳組織の1g経口投与実験でのBSEプリオンの検出が投与後44か月目（48か月齢相当）以上であること
 - ④ BSEプリオン摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという知見

から、これを48か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断されました。

問5 BSE検査陽性牛のほとんど（約98%）が48か月齢以上で検出されるとしてはいますが、残りの2%について考慮されていないのではないのでしょうか？

答)

今回用いたEUの実績は、完全飼料規制前に出生した牛のBSE検査陽性牛の実績であり、その当時のEUにおけるBSEプリオンの汚染状況と現在の日本における状況を比較すれば、そのリスクは著しく低くなっていると考えられます。加えて、「BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなる」という感染実験での知見等を併せて考慮すれば、現在の日本において、48か月齢未満でBSEが発生する可能性はほとんどない（人への健康影響は無視できる）と判断しました。

問6 非定型BSEについて考慮されていないのではないのでしょうか？

答)

- 1 非定型 BSE については、飼料規制等によってほぼ制御された定型 BSE とは異なる孤発性の疾病である可能性が示唆されています。よって、高齢牛については、今後とも非定型 BSE 発生の可能性があることに留意して評価を行うこととされています。
- 2 今回の評価結果を踏まえれば、非定型 BSE は、発生が極めてまれで、そのほとんどが 8 歳以上（6～18 歳）の高齢の牛で確認されています。よって、非定型 BSE の発生を把握することについては、48 か月齢（4 歳）超の牛を検査することによって、十分にカバーされるものと考えられます。